【資料-1】

令和８年度 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会の設置趣旨等について

令和８年 11 月５日

国土交通省港湾局技術企画課

１. 趣旨

平成 26 年５月、港湾施設の老朽化の進展や財政状況の悪化への対応を目的として、「港湾施設の維持管理等に関する検討会」における議論を踏まえ、「今後の港湾施設の維持管理等の課題に対する対応方針」（以下、「対応方針」という。）を策定した。

その後、令和７年１月 28 日に埼玉県八潮市において発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受け、これまでのインフラメンテナンスの取組だけでは不十分であり、人口減少等が進む中で、戦略的なインフラマネジメントへの転換が求められている。港湾施設においても、対応方針の策定から 10 年以上が経過していることから、こうした国土交通省全体の施策の動向を踏まえ、港湾施設の維持管理に関する施策を計画的かつ効果的に展開していく必要がある。

このため、今年度の検討会においては、対応方針のフォローアップを実施するとともに、港湾施設の持続可能な維持管理の実現に向けて、今後５年間（令和８年度～令和 12 年度）を目安に取り組むべき事項を整理し、新たな対応方針を取りまとめる。

２. 令和８年度開催時期及び内容

〇開催時期：

令和８年 11 月５日、及び令和９年１～２月に開催予定（対面（国土交通省）・オンライン併用）

〇検討内容：

・第８回検討会・・・対応方針のフォローアップと新たな課題と取組の方向性について

・第９回検討会・・・新たな対応方針の策定について

３. 検討会の構成員

有識者、国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、港湾管理者

４. 主催者

国土交通省港湾局技術企画課

【資料-1】

港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会設置要綱

令和６年２月７日

国土交通省港湾局技術企画課

１.港湾施設の持続可能な維持管理とすべく、必要な検討を行うため、「港湾施設の持続可能な 維持管理に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

２.検討会の委員は、構成員名簿に掲げる委員及びオブザーバーで構成する。

３.検討会に座長を置き、次のとおりとする。
（１）座長は、委員の中から事務局が指名する。
（２）座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

４.検討会は、合議による方式を原則とし、委員の過半数の出席をもって開催する。ただし、諸 事情により合議による検討会の開催が困難な場合は、書面による開催を可能とする。

５.検討会は、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めることができる。また、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。

６.委員は、検討会に参画する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

７.検討会に、専門の事項を議論するためのワーキンググループ(以下、「WG」という。)を設 置することができる。

８.WG に属すべき委員は、座長が指名する。

９.WG に委員長を置き、WG に属する委員のうちから座長が指名する。

10.検討会の庶務は、国土交通省港湾局技術企画課において処理する。

11.この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は令和６年２月７日から施行する。